

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年五月二十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社三浦解体工業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市朝日二丁目二番四号

ハ 代表者の氏名

三浦 珪助

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第五〇六九二号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社三浦解体工業の役員は、刑法違反の罪により、さいたま簡易裁判所から罰金刑に処せられ、平成二十九年七月二十八日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第八号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。